

解約申込書

殿

- 別紙賃貸借契約書の規約に基づき、下記のとおり解約の申し込みをします。
- 私は下記解約年月日限りにて、私の賃貸している物件を明け渡しますので、その日の以降は第三者にその物件を貸しても異議ありません。なお、次の契約者が決まっている場合、私の明け渡し日が上記期限を超えたときは、別紙賃貸借契約書の規約に基づき使用損害金を支払います。
- 私の賃貸している物件を見たいお客様があった場合は、仲介人あるいはその社員立会いの場合に限りお客様の内見を承諾します。

物件名称		号室	
所在地			
入居者名		TEL	
駐車場名称		No.	
所在地			
賃貸借期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
解約年月日	年 月 日	※届出月の翌末日(※契約内容により異なりますので契約書をご確認ください)	
明 渡 日	年 月 日	立会時間	担当者名 (法人の場合)

※引越日、退去立ち会い希望日がお決まりの場合はご記入ください。

転居先		転居先TEL	
法人契約時 送付先	法人の場合はご記入ください	担当 部署名	
		担当名	
解約理由			
解約申出日	年 月 日	借主	

*返却金がある場合、送金手数料は返却金より差し引きます。

*本物件と別契約の駐車場の解約は駐車場申込書でお願い申し上げます。

[転居にあたって]

- 明渡日の変更はトラブルの原因となりますので原則として認められませんのでご注意ください。
- 立会当日
 - 荷物の搬出後、室内外の掃除を行ってください。不完全の場合はクリーニング代返還金より差し引きます。
 - 貸主(都合により仲介人代行)、借主、仲介人あるいは営繕部門担当が立会いの上、物件内外の点検を行い、補修ヶ所、費用の負担割の確認を行います。
- 立会時にご注意いただくもの
 - 各公共料金の精算金の領収書(口座引落の場合不要)
 - 入居時にお渡しした鍵およびコピーした鍵(尚、元キー紛失の場合はシリンダー交換)
 - 設備の取扱説明書(特に給湯機、風呂釜等)
 - 認印
- 保証返還金の精算
 - 通常3~4週間後位の日数がかかります。
 - 公共料金の未精算分がありますと精算が遅れることがありますのでご承知ください。
- 契約書
 - 保証返還金等記入してありますので、精算が終了するまで大切に保管してください。

株式会社 にほん住管	承認	担当者
〒542-0064 大阪府中央区上汐2丁目4-6 上六センタービル2F		
TEL:06-4392-7999 / FAX:06-4392-7986		